

らざる、果して然らば、苟くも一般會員を僞瞞して、不正支出補填の非違を隠蔽せんとするにあるや明白なりとす。

一四

第二項 一般事務の不當不法執行

(一) 大阪商船株式會社所有船別府航路汽船屋島丸沈没原因不可抗力説強調聲明發表の輕舉

昭和八年十月兵庫縣須磨海岸に於て汽船屋島丸遭難沈没して、船員船客六十餘名の死傷者を出したる悲惨事突發せる際、何等の事實を調査せずして、其遭難二兩日後海員協會尾崎常務理事は、右遭難原因を不可抗力にありと聲明したり、當時異常の非難を受けながら、尙不可抗力説を強調して昭和九年一月二十五日の本協會定期總會に於ける出席會員の質問に對して右聲明を肯定し且つ都竹要次郎顧問理事をして猛烈なる不可抗力説を主張せしめたること、其海事航海研究機關たる本協會の理事たる名譽且つ重要な地位を擁する當事者として、盲斷を下したる事は甚だしく輕率

にして、寧ろ職責を知らざるの言動と謂はざるべからず、而も巷間傳ふる所によれば右聲明に原因して某船主より不當の利得を供せしめ、一部幹部に於て領得せるやの疑あり、單なる巷説ならば倅なり、然れども其の眞否の如何に由らず海員協會理事たる者が、其の地位に於て此種遭難原因を判斷すべき必要と職責とを有せずして海員審判所の審判に附せられたる審判前の遭難原因を、社會に聲明するが如きは職責を過まるゝ共に社會を毒するの甚だしきものと謂はざるべからず、而も其の責任を糊塗して輕擧を反省せざるが如き人物が、尙且つ協會理事者として、地位を固守せんとするは、甚だしき醜態なると共に、品格伴はざるの人士と謂はざるべからず宜しく社會並に會員に陳謝して責を負ふべし。

(二) 船舶改善助成法による、失業救済寄附金中より金比羅社建設費に獻金案の不當

右金比羅社建設費中に獻金する理由として、尾崎常務理事は右助成法による寄附金中既に船主協會より金比羅社建設のため獻金する事の承認を得たりと、昭和九年一

一五